

お客様各位

平成18年2月
システムライフ株式会社

InterKX 給与計算・法定調書、給与応援 Super、給与応援 Lite 介護保険料率の改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、エプソン製品をご愛用くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年3月から適用となる介護保険料率(政府管掌)の改定にともない、会社データの介護保険料率の変更が必要となります。

つきましては、介護保険料率の変更方法をご案内させていただきますので、本書の内容をご確認いただき、介護保険料率の変更処理をお願いいたします。

なお、この度の料率改定にともなう製品のバージョンアップはございません。

敬具

記

1. 介護保険料率の変更について

平成18年3月分(4月納付(平成18年5月1日納付期限分))から介護保険料率に変更になります。

従業員負担分の料率は、以下ようになります。

介護保険料率: 1,000 分の 6.150 (変更前: 1000 分の 6.250)

なお、厚生年金保険にかかる保険料率には変更はありません。

健康保険組合に加入されている方の保険料率は、加入されている健康保険組合によって異なりますので、別途ご確認くださいようお願いします。

2. 作業を実施する時期について

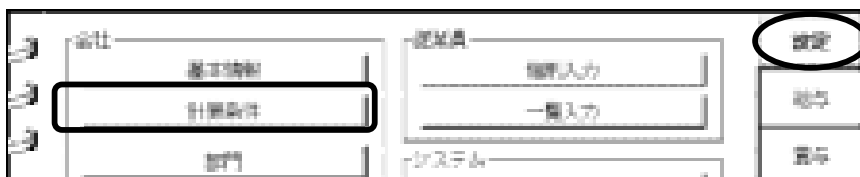
最初に、お客様データの介護保険料率を変更する時期を確認します。

2-1. 「社会保険の徴収」の設定内容の確認

InterKX 給与計算・法定調書 平成17年度版を起動して、平成18年度の会社を選択します。

お客様の会社データを選択して<OK>を押します。

設定メニューから「計算条件」を選択します。



「会社 / 計算条件の設定」画面が開きます。

介護保険料率(政府管掌)	6.150
社会保険の徴収	前月分(通常)
通勤手当	支給方法
	なし

・社会保険の徴収が「前月分(通常)」の場合は、次の「(1)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「前月分(通常)」に設定されている場合」をご覧ください。

・社会保険の徴収が「当月分(特別)」の場合は、次の「(2)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「当月分(特別)」に設定されている場合」をご覧ください。

2-2.介護保険料率の変更時期について

(1)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「前月分(通常)」に設定されている場合

【通常 (3月は賞与の支給がない場合)】

通常、新しい介護保険料は、平成18年4月から徴収を開始しますので、3月に支給する給与の処理が終了した後、4月の給与計算を行う前に介護保険料率を変更します。

ただし、3月に賞与の支給がある場合は、3月の賞与から新しい介護保険料率が適用されます。前月分の社会保険料を当月の給与から徴収している場合でも、3月の賞与では新しい料率で計算を行う必要があります。

この場合、介護保険料率は次の手順で変更してください。

【3月賞与が3月給与より前に支給される場合】

介護保険料率を新しい料率に変更し、3月の賞与計算をします。

介護保険料を変更前の料率に戻し、3月の給与計算をします。

介護保険料を新しい料率(で設定した料率)に再度変更し、4月以降の給与計算をします。

(注) で料率を変更後、の3月賞与の入力画面を開くと、旧料率で再計算されてしまいます。

計算条件の「過去データの修正」が「なし」の場合も、3月賞与の入力画面は開かないようご注意ください。

【3月賞与が3月給与より後に支給される場合】

3月給与処理後、介護保険料率を新しい料率に変更し、3月の賞与処理を行います。

4月以降、引き続き新しい料率で給与処理を行います。

(注) で料率を変更後、3月給与の入力画面を開くと、新料率で再計算されてしまいます。計算条件の「過去データの修正」が「なし」の場合も、3月給与の入力画面は開かないようご注意ください。

(2)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「当月分(特別)」に設定されている場合

新しい介護保険料は、平成18年3月から徴収開始となりますので、2月に支給する給与(賞与)の処理が終了した後、3月の給与(賞与)計算を行う前に介護保険料率を変更します。

3.介護保険料率の変更方法

次の操作で介護保険料率を変更してください。

なお、介護保険料率を変更すると、従業員情報の健康保険の標準報酬月額、等級、保険料、および、介護保険料(40歳以上65歳未満が対象)が再計算され、以降の給与(賞与)処理では、新料率適用後の介護保険料が控除されます。

(ご注意)

1.給与や賞与の処理が済んでいる月の入力画面を開くときにはご注意ください。

介護保険料率を変更後、計算条件の設定で「過去データの修正」が「あり」の状態でも過去に遡り給与や賞与の入力画面を開くと、変更後の保険料で再計算される場合があります。(計算条件の設定で「過去データの修正」が「なし」になっている場合は問題ありません。)

安全のために、過去データの参照には「賃金台帳」を使用していただくことをおすすめします。

2.従業員情報の健康保険の標準報酬月額、等級、保険料、および、介護保険料を上書している場合

次の操作で介護保険料率を変更しますと、システムの計算値に変わりますのでご注意ください。

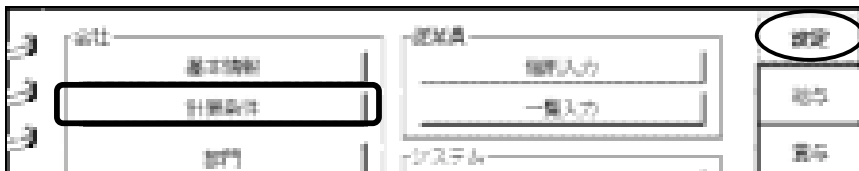
InterKX 給与計算・法定調書 平成17年版を起動し、平成18年度のデータを選択します。

該当月を選択して<OK>を押します。

介護保険は通常4月の給与から新しい保険料率で徴収を開始しますので、本書では、支払日「4月XX日」を選択して料率を変更する場合を前提に説明します。



[設定]メニューの<計算条件>を選択します。



計算条件の設定画面が表示されます。

介護保険料率 (従業員負担分)	標準報酬月額 (円未満)	41,350
	同 (賞与) (円未満)	41,000
	厚生年金標準料率 (円未満)	71,440
	同 (賞与) (円未満)	71,440
	基金標準料率 (円未満)	0,000
	雇用保険標準料率 (円未満)	8,000
	介護保険料率 (円未満)	6.150
介護保険料率	社会保険料の徴収	毎月分(通常)
介護保険料率	支給方法	なし

介護保険料率を入力します。

- ・政府管掌の場合は「6.150」と入力します。
- ・組合管掌の場合は組合で定められた率を入力します。

<OK>を押します。次の確認画面が表示されますので、<はい>を押します。



<はい>を押すと、各従業員の健康保険の標準報酬月額・等級・保険料、および、介護保険料が再計算されます。

以上、宜しくお願い申し上げます。

注: 説明文の画像は、InterKX の画面になります。